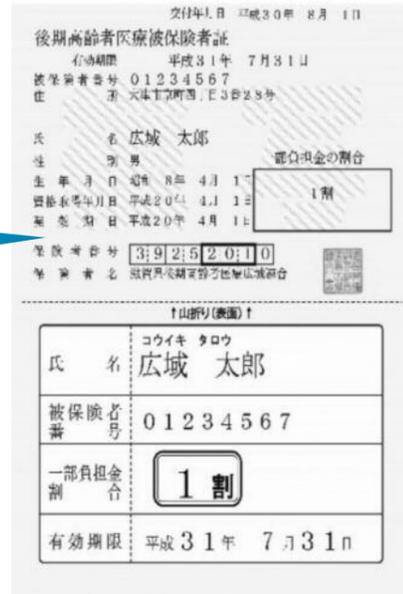


後期高齢者医療制度のお知らせ

☎保険医療課 (☎65-6527)

8月1日から有効の新しい保険証を送ります。

新しい保険証は、7月中旬に簡易書留郵便で送ります。
8月1日以降は、新しい保険証をご利用ください。
これまでの保険証は各自で細かく裁断するなどして処分してください。



新しい保険証はうぐいす色(薄緑色)です

平成30年度の保険料の額をお知らせします。

平成30年度の保険料の額や支払方法についての通知書を7月中旬に郵送します。
平成30年度の保険料は、平成29年中の所得に基づいて計算します。

平成30年4月1日から保険料の軽減内容が変わりました。

○均等割額の軽減割合の変更

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険(職場の健康保険等)の加入者に扶養されていた人の均等割額が以下のとおり変わりました。

平成29年度	7割軽減
平成30年度	5割軽減

※引き続き所得割はありません。

※所得に応じて軽減が受けられる場合があります。



○所得割額の軽減の廃止

所得割額の軽減(軽減割合：2割)については、平成30年度よりなくなりました。

○均等割額の軽減対象の拡大

均等割額の軽減対象となる人の所得の範囲が以下のとおり拡大されました。
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない人

均等割額が 5割軽減される人	平成29年度	基礎控除額33万円+27万円×世帯の被保険者数
	平成30年度	基礎控除額33万円+27.5万円×世帯の被保険者数
均等割額が 2割軽減される人	平成29年度	基礎控除額33万円+49万円×世帯の被保険者数
	平成30年度	基礎控除額33万円+50万円×世帯の被保険者数

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」を送ります

平成30年度の住民税が世帯全員非課税の人は、入院時や、高額な外来診療を受けるときに、医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、「限度額認定証」という。)を提示すると、医療機関でのお支払いの上限が限度額までとなります。入院時には食事代が減額されます。

7月31日まで有効の限度額認定証をお持ちの人で、8月以降も該当する人には、新しい保険証とあわせて新しい限度額認定証を郵送します(申請手続きは不要です)。

なお、対象となる人で限度額認定証をお持ちでない人は、下記窓口で申請してください。

【持ち物】 保険証、印鑑

【申請窓口】 保険医療課〈本庁舎1階〉、北部振興局福祉生活課および各支所

※被保険者本人以外の人(別世帯に住む被保険者の親族等)が申請される場合は、委任状が必要となります。

○8月1日から高額療養費の上限額が変わります

一部負担金 割合※1	所得区分	上限額	
		外来(個人)	外来+入院 (世帯単位)
3割	現役並み所得者Ⅲ 住民税課税標準額690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【140,100円】※2	
	現役並み所得者Ⅱ 住民税課税標準額380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【93,000円】※2	
	現役並み所得者Ⅰ 住民税課税標準額145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【44,400円】※2	
1割	一般	18,000円※3	57,600円 【44,400円】※2
	住民税 非課税	区分Ⅱ	24,600円
		区分Ⅰ	15,000円

※1 一部負担金割合は保険証の表示をご確認ください。

※2 【 】内は過去1年以内に高額医療費の該当が4回以上あった場合の4回目以降の負担額です。

※3 年間(8月~翌年7月)の上限額は144,000円です。

平成30年8月1日以降、現役並み所得者(3割負担の方)についても、限度額認定証が交付される見込みです。詳細は今後お知らせします。

7月の長浜市民献血デーにご協力ください

☎健康推進課(☎65-7779)

7月14日(土) 西友長浜楽市店

【受付時間】 10時~11時45分 13時~15時30分

※400ml献血をお願いします。

※詳しくは、滋賀県赤十字血液センターホームページをご覧ください。

(<https://www.bs.jrc.or.jp/kk/shiga/>)

